

まちづくり

Vol. 207
(H25.4.8)

北海道開発局都市住宅課
まちづくり相談窓口

メールニュース

今号の記事

- 「宅地の液状化被害可能性判定に係る技術指針(案)」について
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案について
- 「平成25年度 歴史的風致維持向上推進等調査」に関する提案の募集について
- 栗山町が景観行政団体になりました。

各項目の を
クリックすると
各項目見出しに
ジャンプします

配信希望、配信先変更等については、まちづくり相談窓口(メールはこちら)まで

配信希望は随時受け付けております。

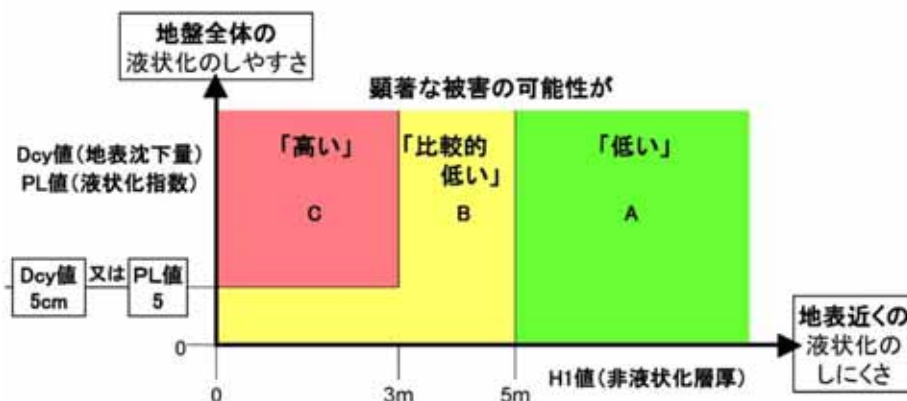
「宅地の液状化被害可能性判定に係る 技術指針(案)」について

東日本大震災において宅地の液状化被害が多発したことから、国土交通省(都市局)では、学識経験者による「宅地の液状化対策の推進に関する研究会」において、ボーリング調査結果と被害状況の関係を分析し、液状化被害の可能性を判定する手法等について検討してきました。

このたび、同研究会において、戸建住宅等の宅地被害の可能性をボーリング調査に基づき3段階で判定する「宅地の液状化被害可能性判定に係る技術指針(案)」がとりまとめられましたので概要をお知らせします。

技術指針(案) の概要

ボーリングデータを基に、「建築基礎構造設計指針(日本建築学会)」等により、各種数値を算定し、下図により3段階で評価。(算出手法の一部を微修正。)



※ 中地震動(震度5程度)に対する宅地の液状化被害の可能性の目安を示すもので、個別には建物特性等によって被害発生状況は異なり、被害の有無等を保証するものではない。

※技術指針(案) 本体など詳細については、国土交通省HPからご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi06_hh_000008.html

〇お問い合わせ先

国土交通省都市局都市安全課都市防災対策推進室企画専門官 吉田 桂治
TEL : 03-5253-8111 (内線 32-342) 直通 03-5253-8402 FAX : 03-5253-1587

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案について

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案について、3月8日に閣議決定されましたので、改正の概要をお知らせします。

1. 背景

大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付け、耐震改修計画の認定基準の緩和等の措置を講ずる。

2. 改正の概要

(1) 不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断の義務付け

不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物等の所有者は、耐震診断を行い、その結果を一定の期限までに所管行政庁に報告しなければならないこととする。

(2) 耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象となる建築物の範囲の拡大

耐震診断及び耐震改修を行う努力義務が課せられる建築物の範囲を拡大し、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない全ての建築物を対象とすることとする。

(3) 耐震改修計画の認定基準の緩和による増築及び改築の範囲の拡大並びに認定に係る建築物の容積率及び建ぺい率の特例措置の創設

所管行政庁が建築物の耐震改修の計画を認定することができる増築及び改築の範囲を拡大するとともに、増築に係る容積率及び建ぺい率の特例を講じることとする。

(4) 建築物の地震に対する安全性に係る認定制度の創設

建築物の地震に対する安全性に係る認定制度を創設し、当該認定を受けた建築物の所有者は、当該建築物等にその旨の表示を付することができることとする。

(5) 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度を創設し、当該認定を受けた区分所有建築物については、区分所有者の集会の決議（過半数）により耐震改修を行うことができることとする。

※詳細は、国土交通省HPからご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000388.html

お問い合わせ先

国土交通省住宅局建築指導課 【(1)、(2)、(4)及び(3)のうち

「耐震改修計画の認定に係る増築及び改築の範囲の拡大」について】

TEL：03-5253-8111（内線 39-543, 39-534）

国土交通省住宅局市街地建築課 【(5)、(3)のうち

「耐震改修計画の認定に係る建築物の容積率及び建ぺい率の特例措置」について】

TEL：03-5253-8111（内線 39-664, 39-685）

「平成25年度 歴史的風致維持向上推進等調査」に関する提案の募集について

国土交通省では、良好な景観や歴史的まち並みの形成の推進を図るため、「平成25年度 歴史的風致維持向上推進等調査」を実施します。（本調査の実施は平成25年度当初予算の成立を前提とします。）

今回、本調査に関する提案の募集を以下のとおり行っておりますので、お知らせします。

【調査の概要】

良好な景観や歴史的まち並みの形成における資金面、人材面、制度面等の共通課題に対応した取組の提案を募集し、優れた取組を国の委託調査として実施します。

応募主体

- [1] 地方公共団体
- [2] 地方公共団体を構成員に含む団体（協議会等）
- [3] 歴史的風致維持向上支援法人、景観整備機構又はその他の地域活性化に取り組む団体（提案について地方公共団体の推薦が必要）

※法人格のない任意の団体については団体の規約の有無等の要件有

提出期間

平成25年4月10日（水）から4月16日（火）17：00まで

募集内容

下記の良好な景観や歴史的まち並みの形成における共通課題に対応する取組の提案

- 民間資金の導入による町家等の歴史的建造物の修理・活用等の促進
- 広域的な歴史まちづくりの専門家組織の育成
- 伝統工法と現代工法の組合せによる歴史的建造物保全システムの構築

※調査の詳細及び応募書類については、国土交通省HPからご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000119.html

お問い合わせ先

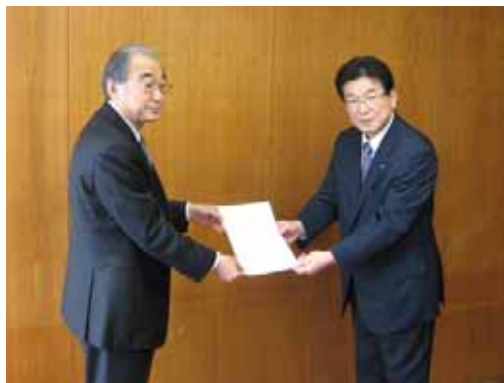
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 森口、影山
 TEL：03-5253-8111（内線 32-983, 32-985） 直通 03-5253-8954
 FAX：03-5253-1593

栗山町が景観行政団体になりました

栗山町が、4月1日に景観行政団体になりました。今後、地域特性にあった独自の景観計画を定めて、自ら景観行政を行っていきます。

〈スケジュール(予定)〉

- 4月** 景観行政団体に移行
景観条例の一部施行
景観行政団体事務の開始(4月1日)
- 5月** 景観計画に関するパブリックコメント
- 7月** 栗山町景観計画の決定
- 10月** 栗山町景観計画による景観行政事務の開始(10月1日)
景観条例の全部施行開始



[平成25年2月18日に北海道から栗山町に景観行政事務をすることについての協議終了の文書が手交されたときの模様]

※栗山町が景観行政団体になった日(4月1日)以降の景観法に基づく届出は、栗山町(建設水道課)に提出することになりました。

なお、栗山町独自の景観計画を策定し施行するまでの期間は、栗山町が「北海道景観計画」を運用することとなりますので、北海道の届出基準等と同様です。

【景観行政団体とは】

景観行政団体とは、景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体のことです。都道府県、政令市、中核市は法律上、景観行政団体とされており、それ以外の市町村は、あらかじめ、景観行政事務を行うことについて、都道府県に協議して景観行政団体になることができます。

道内では、これまで北海道の他に13の市町(札幌市、旭川市、函館市、小樽市、釧路市、東川町、清里町、美瑛町、平取町、長沼町、当別町、黒松内町、上富良野町)が景観行政団体となっており、栗山町は15番目の景観行政団体となります。

【景観計画とは】

景観法では、景観行政団体は、良好な景観の形成に関する計画(景観計画)を定めることができるとされています。

景観計画では、景観計画区域や良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項などを定めることになっています。

道内の景観行政団体ではない市町村の区域の景観行政事務は、北海道が定めた景観計画に基づき北海道が行っていますが、北海道の景観計画は、道内全域にわたるため、道内共通事項の内容となっています。

景観行政団体となった栗山町は、今後、栗山町の地域特性にあった景観計画を策定し、自ら景観行政を推進していくこととなります。